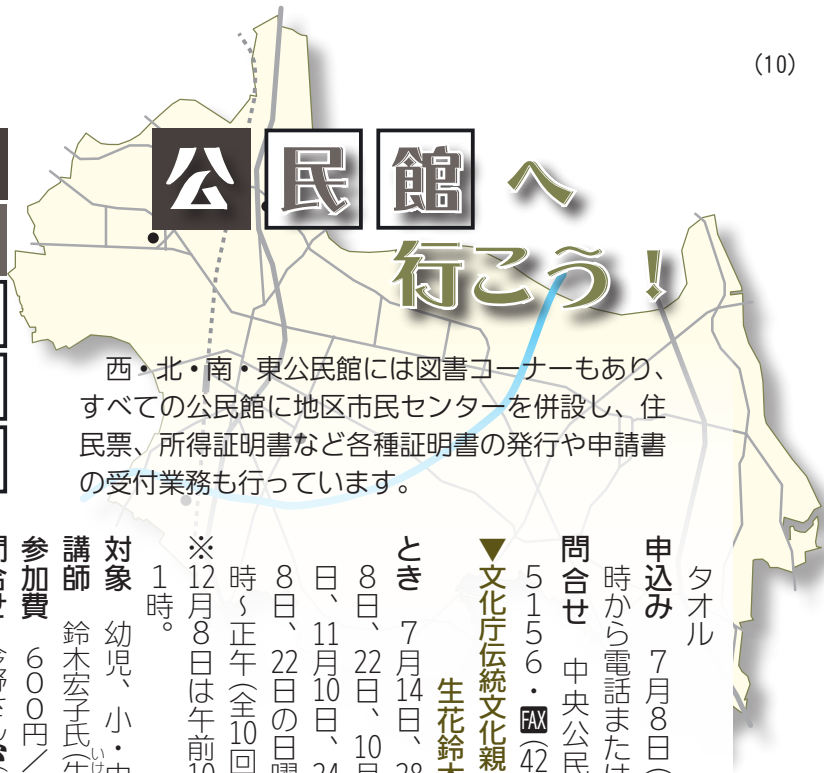




西・北・南・東公民館には図書コーナーもあり、すべての公民館に地区市民センターを併設し、住民票、所得証明書など各種証明書の発行や申請書の受付業務も行っています。

中央公民館

▼親子クラフトバンド手芸講座
とき 7月24日(水) ～7月26日(金) 午前10時～正午(全3回)

内容 親子で世界で一つの写真絵葉書ボードを作る
対象 市内在住の小学生と保護者

講師 岸 麗子氏
定員 5組10人(申込み順)
参加費 200円(別途、材料代3回分600円)
持ち物 はさみ、洗濯ばさみ、木工用ボンド、メジャー、

タオル

申込み 7月8日(月) 午前9時から電話または窓口へ

問合せ 中央公民館 ☎(42) 5156・FAX(42) 5800

文化庁伝統文化親子教室事業

生花鈴木親子教室

とき 7月14日、28日、9月8日、22日、10月13日、27日、11月10日、24日、12月8日、22日の日曜日 午前10時～正午(全10回)
※12月8日は午前10時～午後1時。

対象 幼児、小・中学生

講師 鈴木宏子氏(生花草月流)

参加費 600円/1回(花代)

問合せ 今野さん ☎(43) 2024

文化庁伝統文化親子教室事業

いけばな幸手ふれあい教室

とき 6月8日、22日、7月13日、9月14日、28日、10月12日、26日、11月9日、30日、12月14日、21日の土曜日 午前10時～正午(全11回)

対象 幼児、小・中学生

講師 山崎壽子氏(いけばな小原流)

参加費 700円/1回(花代)

問合せ 深澤さん ☎(42) 8350

茶道講座

とき 6月26日～7月24日の毎週水曜日 午前10時～正午(全5回)

内容 お茶を介し人との交流

対象 市内在住、在勤、在学の人

講師 武藤とみ子氏(表千家教授)

定員 20人(申込み順)
参加費 400円(別途教材費5回分1000円)

申込み 6月10日(月) 午前9時から電話または窓口へ

▼健康体操講座
とき 6月25日～7月23日の毎週火曜日 午後1時30分～3時(全5回)

内容 悪い姿勢からくる体の痛み(肩こり・腰痛など)の改善

対象 市内在住、在勤、在学の人

講師 加藤文夫氏

定員 20人(申込み順)

参加費 400円

持ち物 動きやすい服装、ヨガマット(持っている人)、バスタオル1枚

申込み 6月10日(月) 午前9時から電話または窓口へ

問合せ 東公民館 ☎(48) 0013

西公民館

▼工作わくわく体験教室

とき 7月1日(月)、2日(火)、8日(月)、9日(火)、16日(火) 午後4時～6時(全5回)

ところ NPO法人アート体験協会アトリエ(大字幸手3637番地)

内容 イス作り(木工)

対象 市内在住の小・中学生

講師 小林晃一氏(幸せの手製作者)

定員 5人(申込み順)

材料費 5000円

申込み 6月10日(月) 午前9時から電話または窓口へ

※汚れても良い服装で。

問合せ 西公民館 ☎(43) 0881

北公民館

▼スマートフォン・タブレット入門講座

とき 6月17日、7月8日、7月15日、8月12日、8月19日の月曜日 午後2時～4時(全5回)

内容 スマートフォン・タブレットの安全な使い方、写真撮影、メール送受信など

対象 市内在住、在勤の人

対象 市内在住、在勤の人

インターネット予約に施設が追加されます

7月1日から「インターネット予約」ができる施設に、つぎの施設が追加されます。

▼追加施設・問合せ

中央公民館 ☎(42) 5156 西公民館 ☎(43) 0881
北公民館 ☎(42) 6221 南公民館 ☎(43) 6053
東公民館 ☎(48) 0013 神扇公園テニスコート ☎(48) 1169
勤労福祉会館(商工観光課) ☎(43) 1111 内線 594

各施設の開館時間以外でも、自宅のパソコンやスマートフォンなどで施設の空き状況の確認、予約、キャンセルができるようになりますが、利用に当たっては、**事前登録**が必要です。

▼ご注意ください！

従来どおり各施設の窓口でも予約はできますが、電話での予約受付は出来なくなります。
詳細は、各施設にお問い合わせください。

令和元年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズ

『男女共同参「学」』
『知る 学ぶ 考える
私の人生 私がつくる』

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日にちなんで設けられました。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

6月23日～29日は、男女共同参画週間です

■■ 男女共同参画とは ■■

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいいます。

■■ 男女共同参画週間記念 パネル展を開催 ■■

男女共同参画週間に伴い、男女共同参画基本法の目的および基本理念に関する理解を深めることを目的としています。

とき 6月24日(月)～6月28日(金)

ところ 幸手市役所本庁舎1階ロビー

問合せ 人権推進課 ☎(43) 1111 内線 162・FAX(44) 0257

「新時代「令和」を迎えよう」

近年、急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等により、急激な情報化と国際化が進んでいます。このような中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもや、障がいのある人、高齢者への虐待など、「人権の世紀」といわれるこの21世紀に、依然としてさまざまな人権問題が存在し続けています。

元号は「平成」から「令和」へと変わりました。今年、日本では、ラグビーワールドカップが開催されます。また、来年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、世界から多くの注目を集めます。民族・国籍の違いや、障がいの有無などを超えて、誰もが安心して生活できる社会を築き、相手の気持ちを考え、お互いの心を通わせることが求められています。

昨年末にニューヨークで行われた「世界人権宣言70周年記念展示」の開会式において、国連事務総長は、世界人権宣言の消えることのない重要性について深く考えるだけでなく、あらゆる場面で人権を求めて声を上げ、立ち上がることを呼び掛けています。

今回の元号改正をきっかけとして、誰もがお互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現に向けて、人権問題への正しい認識と取り組み姿勢を持つときではないでしょうか。